

支え合いのまち千葉 推進計画 (第5期千葉市地域福祉計画)

令和4(2022)～令和8(2026)年度

【原案】 (要旨)

令和4年1月



目次

- はじめに
- 1 策定にあたって
- 2 地域福祉を取り巻く状況
- 3 第5期計画について
- 4 市の取組み
(地域福祉の基盤整備のため市が行う取組み)
- 5 成年後見制度利用促進基本計画
- 6 地域の取組み (住民同士の支え合い)
- 7 計画の推進

はじめに

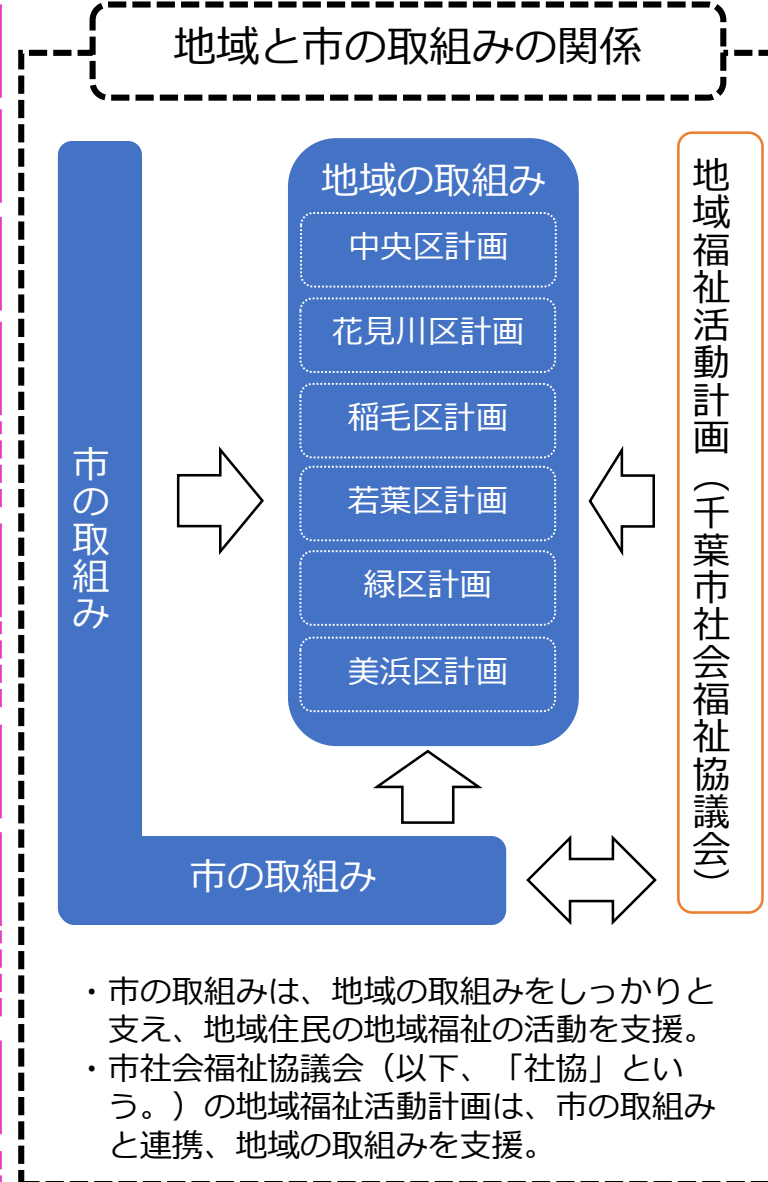
(1) はじめに

地域福祉とは？

誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会を創ること

(2) 計画の体系

第1章	策定にあたって
第2章	地域福祉を取り巻く状況
第3章	支え合いのまち千葉 推進計画について
第4章	地域の取組み（住民同士の支え合い） → 様々な主体が協働して策定・推進する「各区支え合いのまち推進計画」を紹介
第5章	市の取組み（地域福祉の基盤整備のために市が行う取組み） → 市が地域福祉の推進に向けて実施する事業・施策を紹介
第6章	成年後見制度利用促進基本計画
第7章	取組事例 → コロナ禍で活動を継続するために工夫している取組事例を紹介
第8章	計画の推進に向けて
資料編	→ 福祉の相談窓口や費用等助成一覧など、地域福祉活動に役立つ情報を紹介



1 策定にあたって

(1) 計画の位置付け

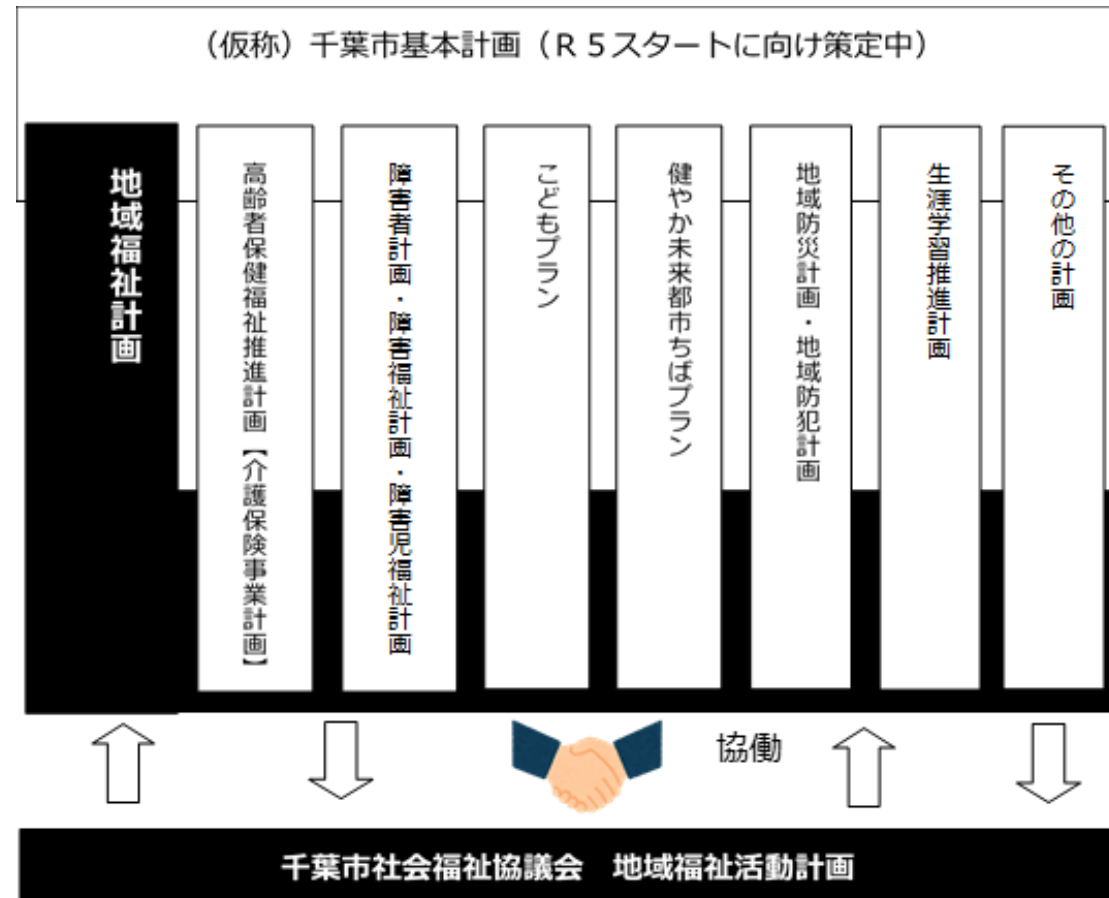
- 支え合いのまち千葉 推進計画は、社会福祉法第107条の「市町村地域福祉計画」。
- 地域福祉計画と成年後見利用促進基本計画を一体的に策定。

地域福祉計画

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する事項として、地域における高齢者、障害者、児童、その他の各福祉分野が共通して取り組むべき事項等を一体的に定めるもの。

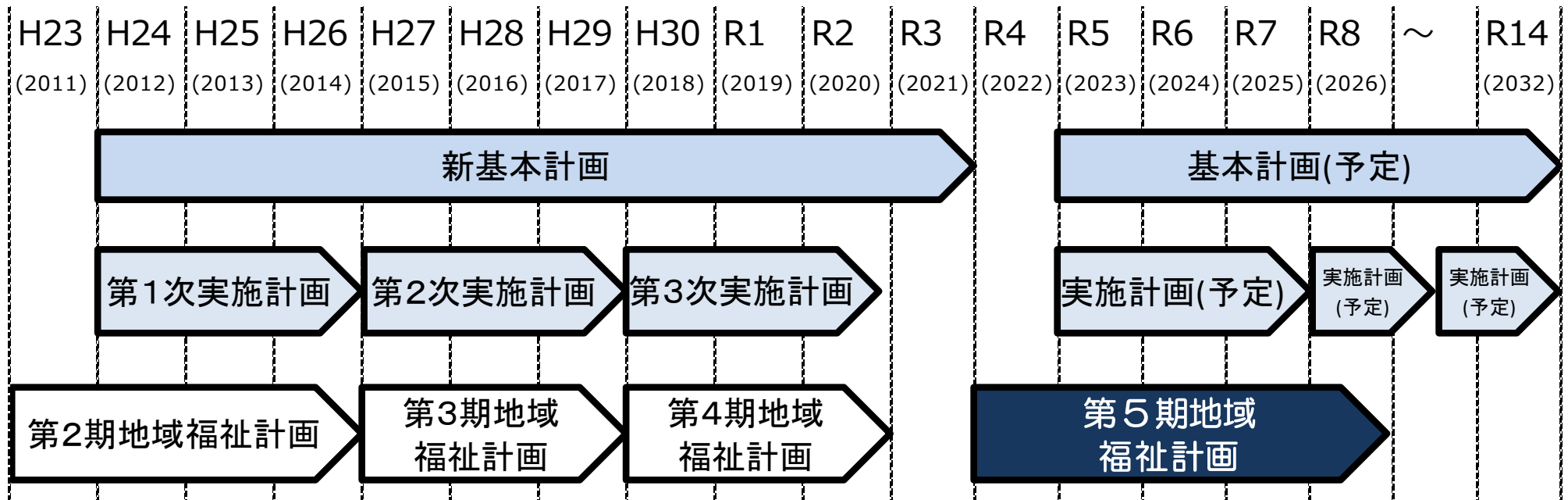
成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策を定めるもの。



(2) 計画期間

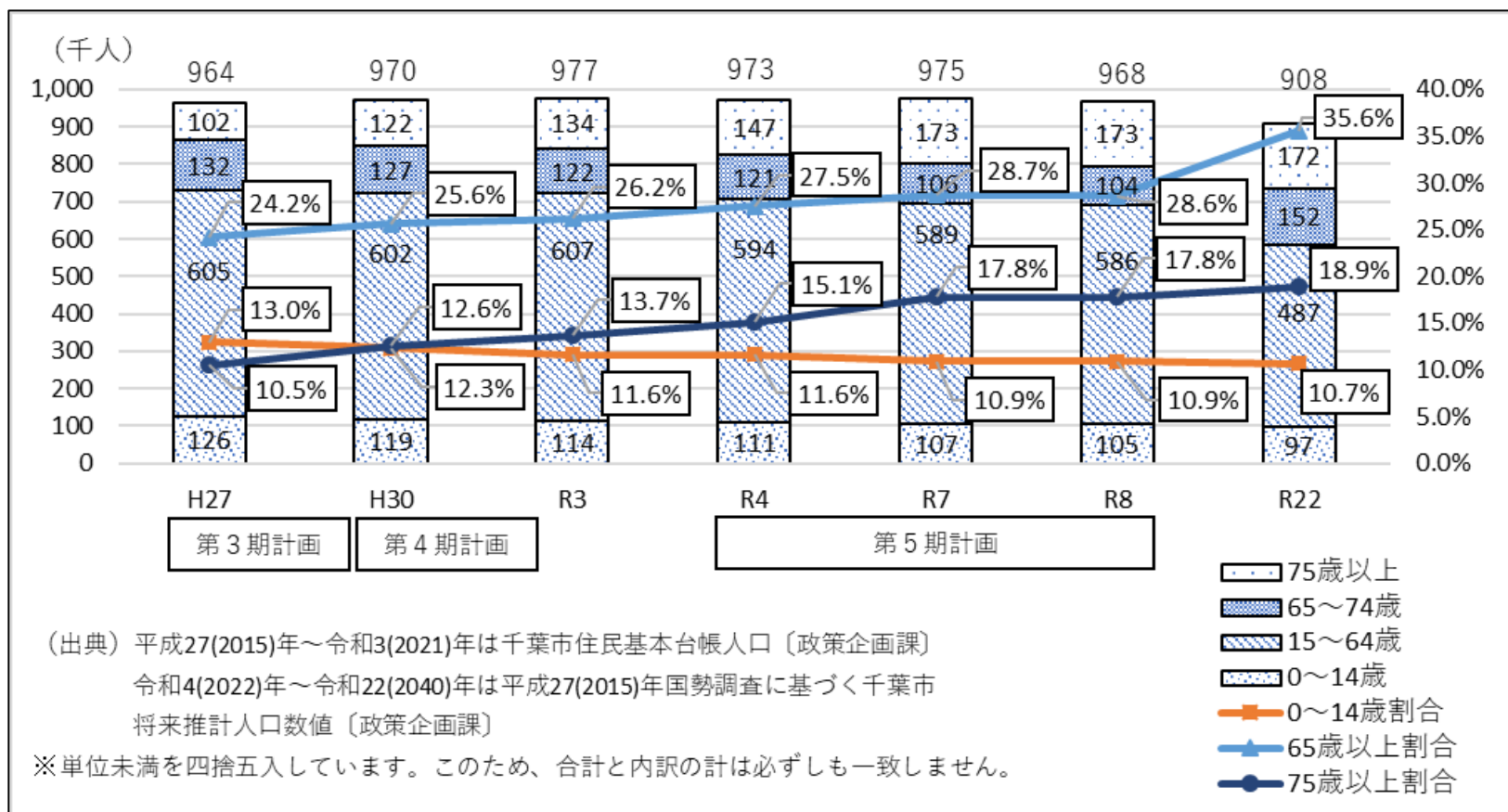
- 地域づくりには時間を要することなどを踏まえ、中長期的な視点で計画を策定するため、令和2年2月策定の策定方針にて、これまでの3年間から6年間に変更。
(計画期間は、第4期計画期間満了後の令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までとし、令和5(2023)年度中に中間見直しを実施予定。)
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応等の計画への反映が必要となったことにより、策定を1年延期することとし、計画期間を令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までの5年間に変更。
(令和5(2023)年度中に中間見直しを実施予定。)



2 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口の推移

- 本市の総人口は、97万7千人（令和3（2021）年9月末時点の住民基本台帳人口）
- 65歳以上の高齢者人口の割合は、26.2%
- 15歳未満の年少人口の割合は、11.6%
- 今後も少子高齢化は進行する見通し



(2) 地域福祉活動への参加状況

- 地域福祉活動に参加したことが「ある」人の割合は、29.1%にとどまるものの、今後「機会があったら参加したい」と答えた人は44.6%で、全体の約7割の人に参加意向がある

(設問) これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。(1つだけ選択)

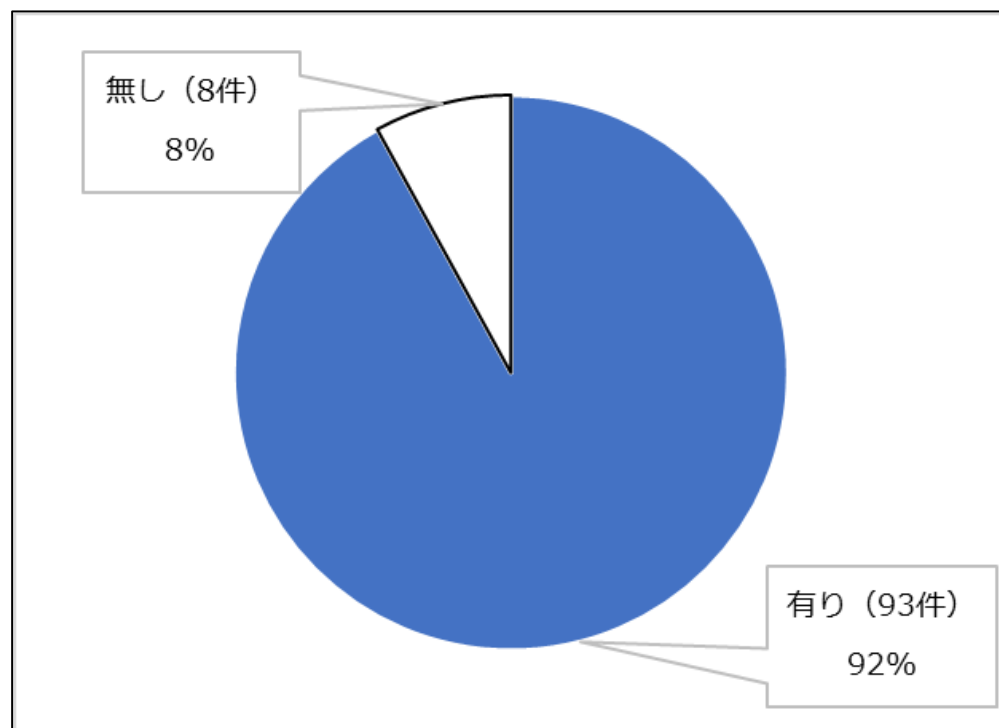


(出典) 令和3 (2021) 年度千葉市WEBアンケート (R3.4.30~5.10に市ホームページ上で実施)

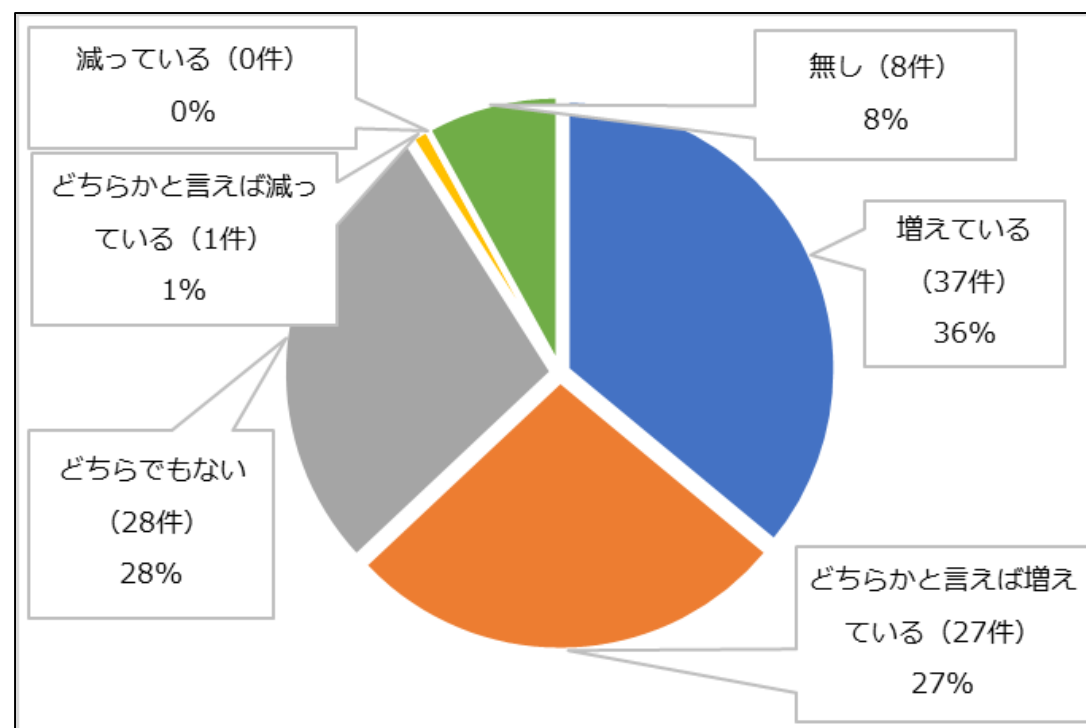
(3) 生活課題の複雑化・複合化の状況

- 単独の相談窓口等だけでは十分に対応・支援ができない等、解決が困難な相談（以下、「解決困難な相談等」という。）を受けることがある相談機関等の割合は、92%
- 「解決困難な相談等は年々増えている」または「どちらかと言えば増えている」相談機関等の割合は、63%

【解決困難な相談等を受ける相談機関等の割合】



【解決困難な相談等の増減】



(出典) 相談窓口等に対するアンケート調査 (令和元年6月に千葉市内131相談機関等を対象に実施)

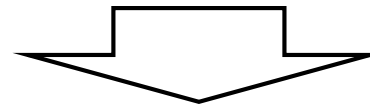
(4) 第5期計画への課題

<市全体の課題>

- ・ 少子高齢化の進行に伴う要支援者の増加及び担い手の減少
- ・ 担い手及び活動拠点の確保
- ・ 生活課題の複雑化、分野をまたぐ複合的な課題を抱える相談の増加
- ・ コミュニティソーシャルワーク機能の強化
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症への対応 など

<地域の取組みにおける課題>

- ・ 担い手の確保
- ・ コロナ禍での安全・安心な活動の実施
- ・ 地域団体間の連携
- ・ 地域活動への理解や関心の希薄化
- ・ 活動拠点の確保
- ・ 町内自治会の機能低下
- ・ 新旧住民間の融合
- ・ 子育て世帯と高齢者世帯との交流 など



- ・ 地域の多様な主体が分野、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力を高めていくことが必要。
- ・ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、取組みを進めていくことが必要。

コミュニティソーシャルワーク機能とは？

- ・ 地域において、支援を必要とする人への個別支援の機能
- +
- ・ 地域全体に共通する課題を、地域住民等が解決する取組みを支援する機能

3 第5期計画について

(1) 計画の方向性

地域共生社会の実現

これまでの取組みを持続しつつ、地域と市がより一体となり、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会の実現」を目指し、様々な取組みを実施。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域の支え合いの力を高める

地域の多様な主体が分野、世代を超え、横断的につながり、地域の支え合いの力を高めていくことが必要。

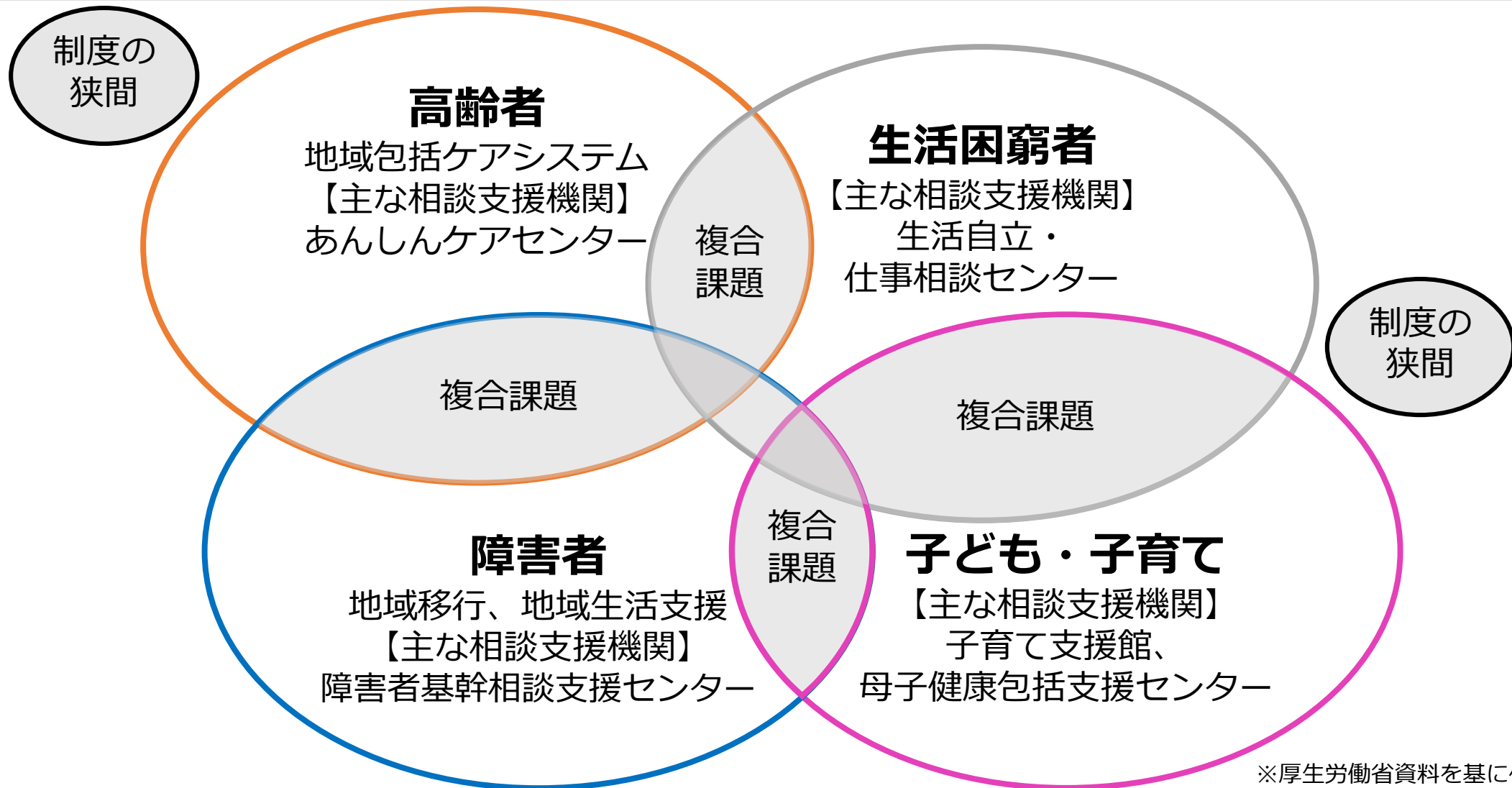
包括的な支援体制の構築

制度の狭間に対応するため、各分野の専門機関では解決できないような複雑・複合的な課題を、「丸ごと」受け止める相談支援体制について、国の重層的支援体制整備事業を含めて検討が必要。

重層的支援体制整備事業

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、高齢、障害、子ども、生活困窮などの属性を超えた相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、多機関協働などを一体的に実施する事業。

包括的な支援体制のイメージ



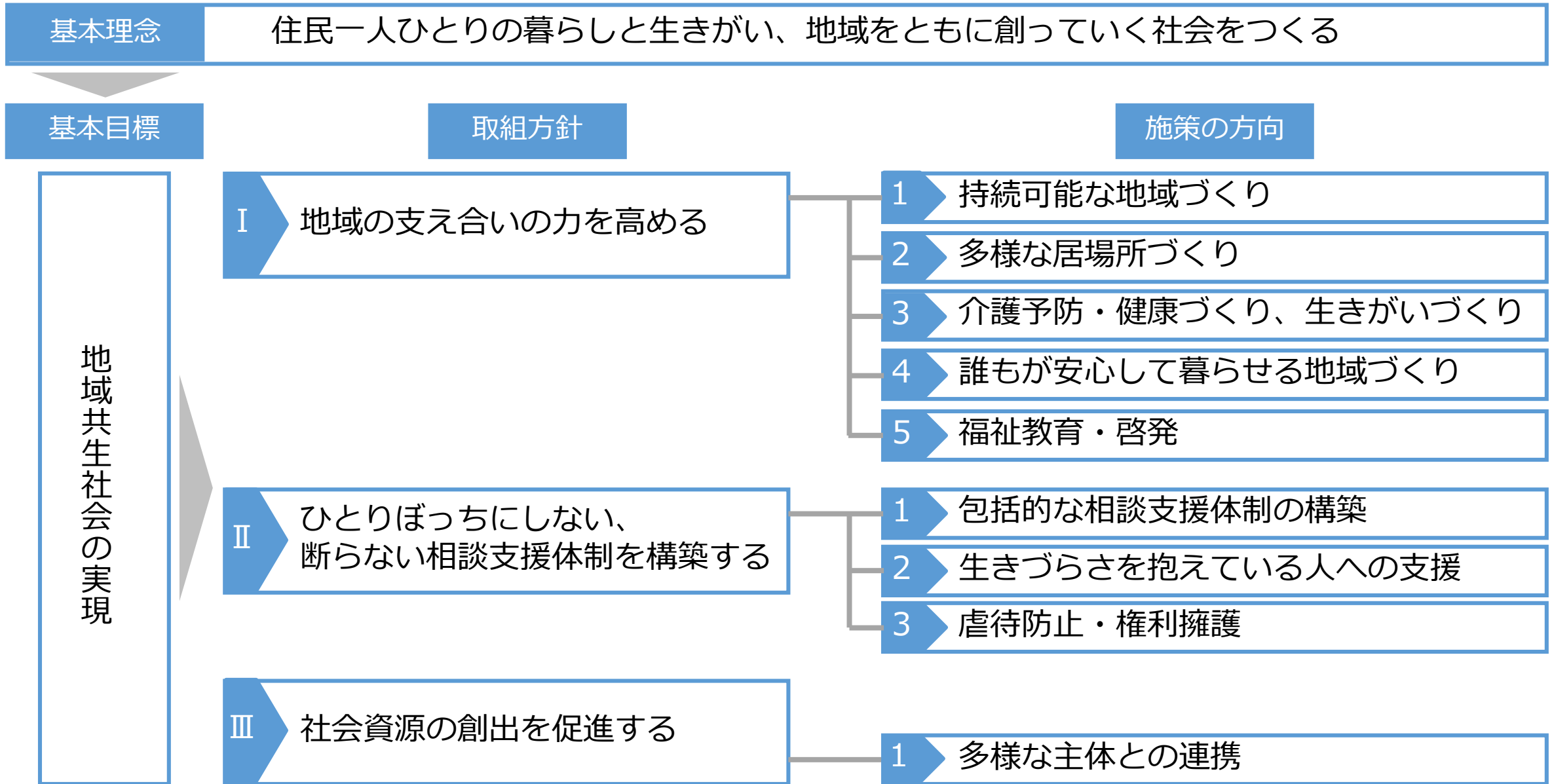
※厚生労働省資料を基に作成

土台としての地域力の強化

4 市の取組み

(地域福祉の基盤整備のため市が行う取組み)

(1) 第5期計画の基本理念・基本目標・取組方針・施策の方向



(2) 施策の展開

取組方針 I 地域の支え合いの力を高める

施策の方向 1 持続可能な地域づくり

主要施策

- (1) コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援
- (2) 地域福祉活動におけるオンラインの活用支援
- (3) 地域づくりに向けた支援
- (4) 地域づくりの担い手、リーダーの育成

主な取組み事業

- 生活支援体制の充実
- スマホ講座の開催
- 区地域活性化支援事業
- ちばし地域づくり大学校

施策の方向2 多様な居場所づくり

主要施策

- (1) 居場所（通いの場）の拡充
- (2) 地域福祉活動の拠点確保

主な取り組み事業

- こどもの居場所づくり（どこでもこどもカフェ）
- 地域づくり拠点としての公民館の活用

施策の方向3 介護予防・健康づくり、生きがいづくり

主要施策

- (1) 介護予防・健康づくり
- (2) 生きがいづくり

主な取り組み事業

- 健康づくり事業
- 生涯現役応援センター

施策の方向 4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

主要施策

- (1) 生活支援サービスの拡充
- (2) 地域見守り体制の充実
- (3) 防犯体制の強化
- (4) 災害に備える地域づくり

主な取り組み事業

- 地域支え合い型訪問支援・通所支援
- 地域見守り活動支援
- 市民防犯活動の支援
- 避難所運営委員会の設立育成

施策の方向 5 福祉教育・啓発

主要施策

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 啓発活動の推進

主な取り組み事業

- 学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育
- ボランティアに関する情報の発信

取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する

施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築

主要施策

- (1) 包括的な相談支援体制の構築
- (2) コミュニティソーシャルワーク機能の強化
- (3) 地域の居場所（通いの場）へのアウトリーチの拡充
- (4) 身近な地域の居場所（通いの場）における地域住民等による相談体制づくりへの支援

主な取組み事業

- 包括的相談支援体制の構築
- コミュニティソーシャルワーク機能の強化
- 生活支援体制の充実

施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援

主要施策

- (1) 生活のしづらさを抱えている方々への対応
- (2) 自殺対策
- (3) 生活困窮者自立支援の促進
- (4) 子どもの貧困への対応
- (5) 住宅確保要配慮者に対する支援
- (6) 再犯防止の推進

主な取り組み事業

- L G B T 専用相談窓口の設置
- ひきこもりサポーター養成研修・派遣
- ゲートキーパーの養成
- 生活自立・仕事相談センターの充実
- 子どもの貧困対策総合コーディネート（子どもナビゲーター）
- 住宅確保要配慮者への円滑入居支援
- 地方再犯防止計画の策定

施策の方向3 虐待防止・権利擁護

主要施策

- (1) 虐待防止
- (2) 権利擁護

主な取り組み事業

- 高齢者虐待の予防と早期発見・適切な対応
- 日常生活自立支援事業への支援

取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する

施策の方向 1 多様な主体との連携

主要施策

- (1) 社会福祉法人の公益的な取組みの促進
- (2) 企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進
- (3) 新たなプラットフォームの形成

主な取組み事業

- 社会福祉法人の公益的な取組みの促進
- 学校と地域の連携・協働体制の整備
- 包括的相談支援体制の構築

5 成年後見制度利用促進基本計画

(1) 計画策定にあたって

① 成年後見制度の主な内容

- 家庭裁判所が選任した成年後見人等が、認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない人を、法的に保護し、その判断能力を補う制度。
- 将来の不安に備えるための「任意後見制度」と、既に判断能力が十分でない人のための「法定後見制度」の2種類。
- 法定後見は「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて家庭裁判所の審判により開始。

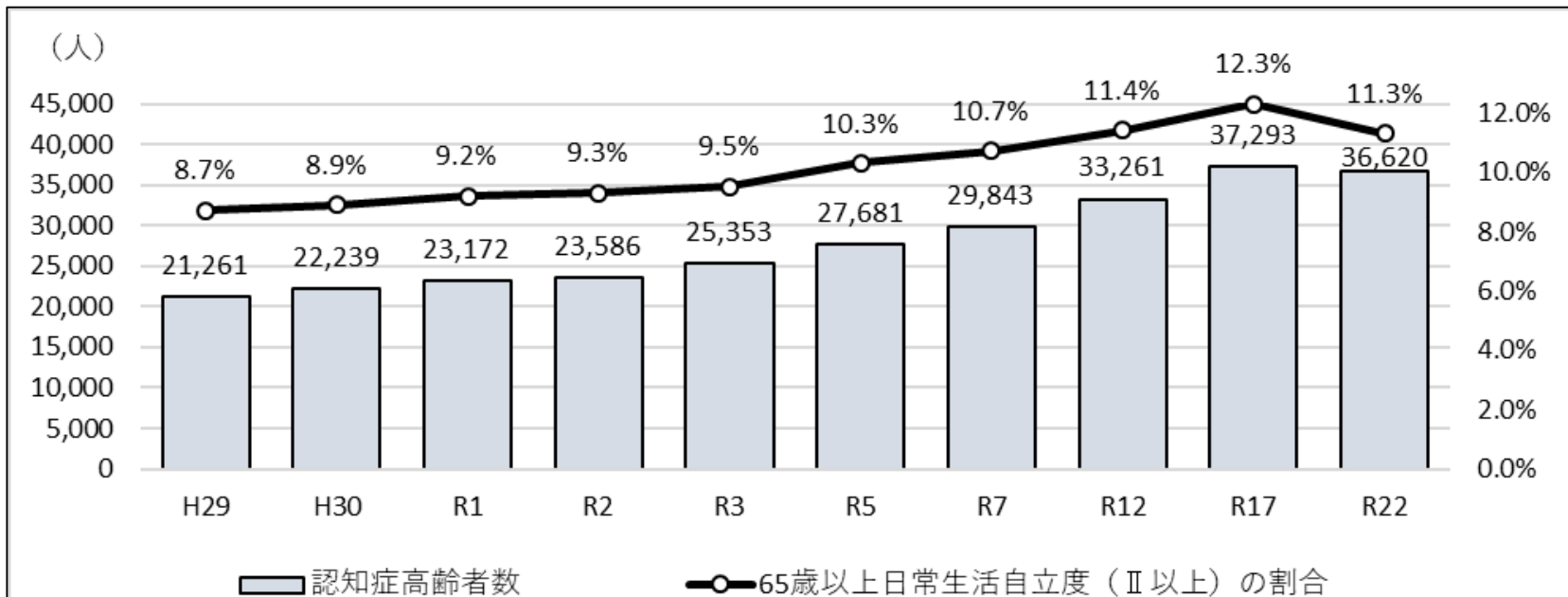
② 計画策定の背景

- 平成28（2016）年5月13日に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行。
- 国の成年後見制度利用促進基本計画において、「市町村成年後見制度利用促進基本計画」策定の努力義務化。
- 本市における成年後見制度の利用促進に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉市成年後見制度利用促進基本計画」を「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」と一体的に策定。

(2) 成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題

① 認知症高齢者数の推移

- 本市の認知症高齢者は、令和2（2020）年9月末現在で約2万4千人。
- 認知症高齢者は、令和7（2025）年には約3万人まで、令和17（2035）年には約3万7千人まで、増加することが見込まれる。



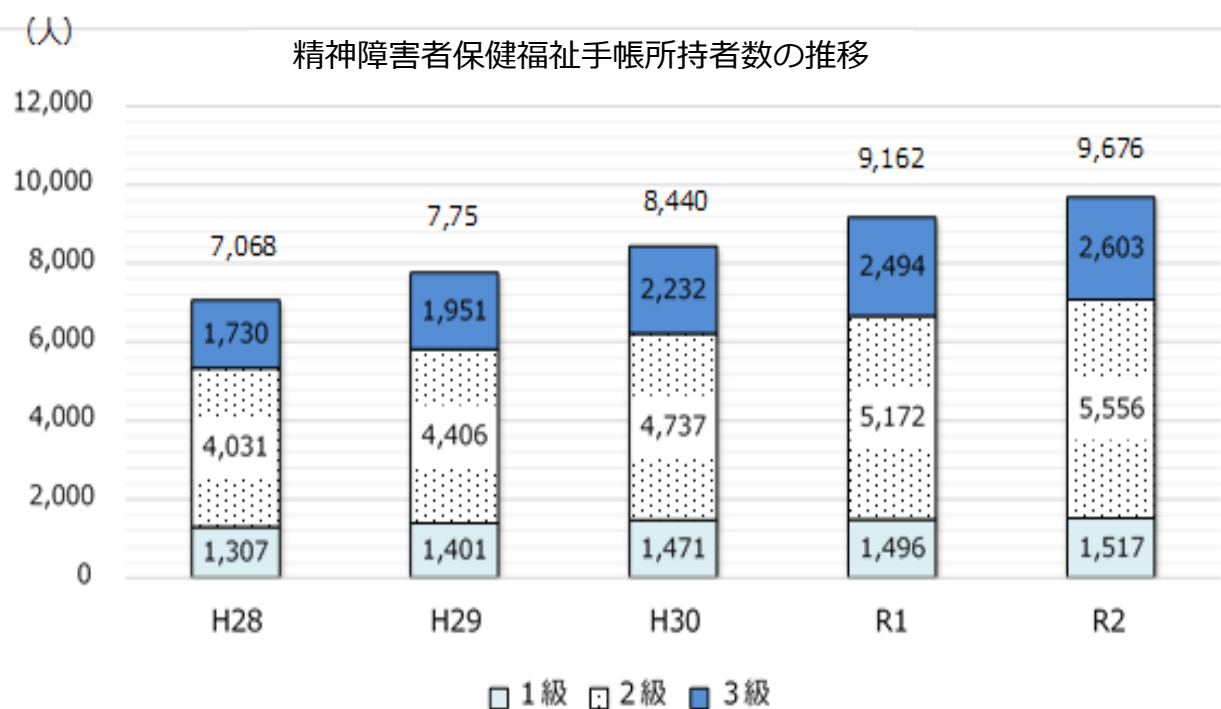
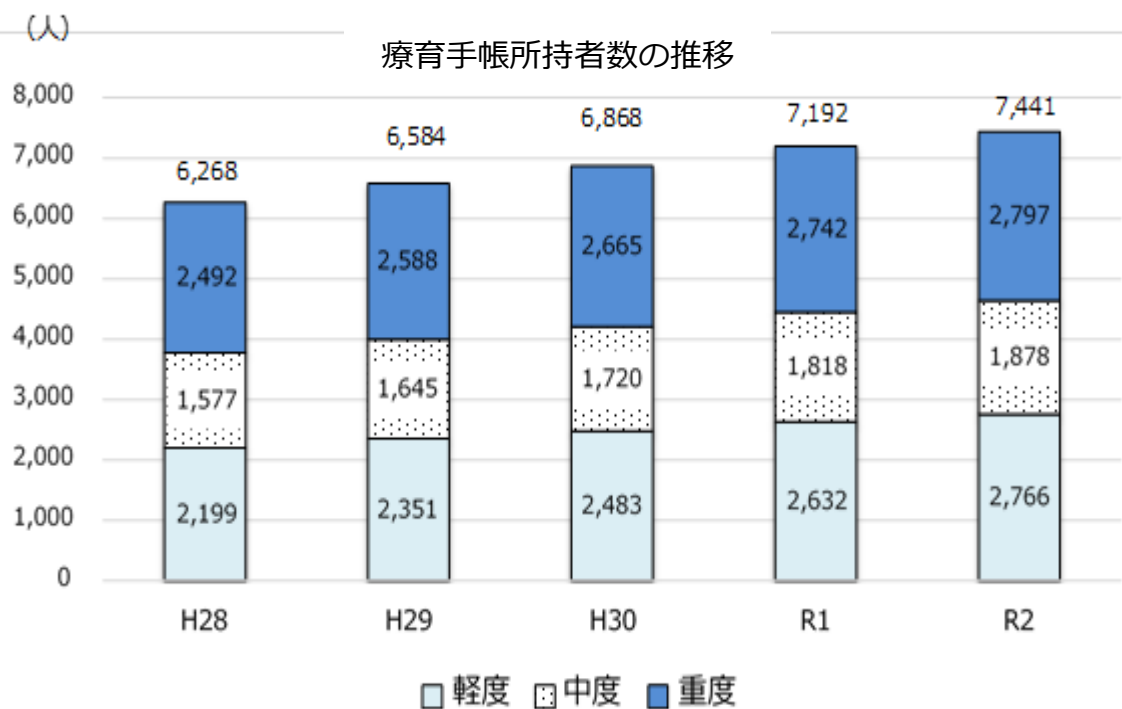
(出典) 千葉市高齢者保健福祉推進計画

注1 令和2（2020）年度までは実績値。令和3（2021）年度以降は推計値。

注2 要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない。

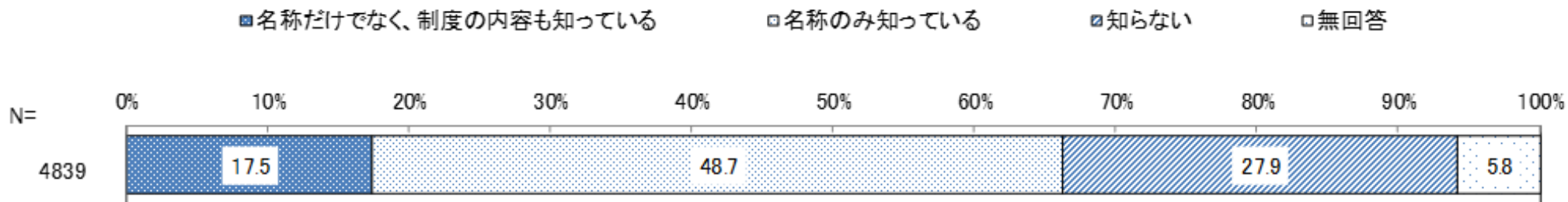
② 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

- 本市の療育手帳所持者は、令和2（2020）年度末現在で約7千5百人。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は約9千6百人。
- 療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28年以降増加している。



③ 成年後見制度の認知状況

- 「名称のみ知っている」人の割合が48.7%で最も高く、次いで「知らない」が27.9%、「名称だけでなく、制度の内容も知っている」が17.5%となっている。



上段: 実数、下段: %

全体	「成年後見制度」の認知			
	名称だけでなく、 制度の内容も知っ ている	名称のみ 知っている	知らない	無回答
4839	848	2358	1350	283
100.0	17.5	48.7	27.9	5.8

出典：介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

調査対象 市内在住の一般高齢者及び要支援1・2の方 8,400人

調査期間 令和元年12月20日～令和2年1月10日

④ 課題

- 成年後見制度を必要としている人に身近な人が気づき、適切な制度利用につながるよう、社会の成年後見制度への理解を広める必要がある。
- 制度の利用を必要としている人を早期に発見するとともに、適切に相談窓口につなげられる体制を整備する必要がある。
- 高齢者及び障害者の相談窓口や権利擁護支援の相談窓口、行政等が連携し、迅速かつ適切に制度利用につなげる体制を整備する必要がある。
- 本人に身近な親族、福祉、保健、医療、地域住民等と後見人等がチームとなって本人を見守ることで、本人の意思や状況に応じた適切な支援が行える体制を整備する必要がある。

(3) 計画の基本方針・施策の体系

基本方針

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方など、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるまちの実現を目指します。

施策の体系

施策 1

成年後見制度利用促進に向けた体制整備

施策 2

成年後見制度の普及啓発

施策 3

成年後見制度の利用に向けた支援の充実

施策 4

チームによる適切な支援の実施

施策 5

後見活動の担い手の養成・育成支援

(4) 施策の展開

施策1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備

取り組み事業

- 成年後見支援センター（中核機関）の設置・機能強化
- 地域連携ネットワークの構築
- 成年後見制度利用支援事業の実施

施策2 成年後見制度の普及啓発

主な取り組み事業

- 市民及び医療・保健・福祉関係機関、企業等への講習会の実施
- パンフレット等による普及啓発

施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実

主な取り組み事業

- 相談支援機関と連携した権利擁護支援体制の整備
- 相談体制の充実及びスクリーニングの実施
- 成年後見に関する申立て支援
- 関係者と連携した申立ての判断に係る検討の実施
- 成年後見に関する市長申立ての実施

施策4 チームによる適切な支援の実施

主な取り組み事業

- 関係機関との連携による適切な支援の実施
- 関係機関が開催するケース会議等との連携

施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援

主な取組み事業

- 市民後見人の養成・育成支援
- 後見活動の担い手の確保及び支援の実施
- 後見活動の担い手への研修の実施
- 親族後見人への支援

6 地域の取組み (住民同士の支え合い)

(1) 区支え合いのまち推進計画のポイント

- 区の現状について、人口等のデータを掲載するとともに、地域活動の状況等から区の課題を抽出し、「基本目標（基本理念）」、「基本方針（仕組み）」を策定。
- 新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていることから、「具体的な取組み」及び「重点取組項目」については、令和5（2023）年度中に実施予定の中間見直しまでに各区支え合いのまち推進協議会で検討を行い、策定することも可能とした。

(2) 区支え合いのまち推進計画



中央区

<基本理念>

みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区

<7つの基本方針>

- ① 身近なコミュニティづくりの推進
- ② 交流の場と仲間づくり
- ③ 社会参加の推進
- ④ 地域の福祉力向上、担い手づくり
- ⑤ 相談体制、情報提供の場づくり
- ⑥ 福祉教育の推進
- ⑦ 人にやさしい生活環境づくり



稲毛区

<基本目標>

みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛(まち)をめざして

<基本方針>

- ① みんなの様々な居場所と健康づくり
- ② 互いを知り、活かし、支え合い、助け合う、地域づくり
- ③ 災害などに備えた安全・安心なまちづくり



花見川区

<基本目標>

あなたが主役 みずから進んで参加しよう！

地域福祉の創造をめざして

<4つの基本方針>

- ① 心身の健康と交流の場づくり
- ② 支え合い、助け合いのできる地域社会づくり
- ③ 地域情報の発信と人材発掘・育成の仕組みづくり
- ④ 安全・安心なまちづくり



若葉区

<基本理念>

だれもがいきいきと暮らせる しあわせのまち 若葉区

<基本方針（5つの仕組み）>

- ① だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みづくり
- ② あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みづくり
- ③ 備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みづくり
- ④ 必要な情報が行き渡り、気軽に相談し合える仕組みづくり
- ⑤ 世代を超えて、ともに福祉に参加できる仕組みづくり



緑区

<基本理念>

地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、
住みよいまちづくりを推進する

<3つの基本方針>

- ① コミュニケーション
(学び・継承・交流・ふれあい・社会参加)
- ② 緊急時の支援と対応 (災害、防犯と防災、感染症)
- ③ 身近な生活支援と連携
(健康、見守り、介護・ボランティア)



美浜区

<基本目標>

みんなが主役！こころ豊かな美浜(まち)づくり

<3つの基本方針>

- ① 住民主体による協働のまちづくり
- ② 誰もが暮らしやすい環境づくり
- ③ 福祉を支える人づくり

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

○ 地域の体制

- ・社協地区部会が、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を図り、取組みを推進。

○ 市の体制

- ・他の個別計画と整合・調整を図りながら、連携を密にして取組みを推進。
- ・本市の庁内横断的な組織「地域共生社会推進事業部」の内部組織である「地域力向上班」を中心に、地域共生社会の実現に向けて取り組む。

(2) 計画の評価

- 地域に関わる様々な方の意見を反映させながら計画を推進するため、地域福祉専門分科会と各区支え合いのまち推進協議会において、それぞれ計画の進捗確認及び評価を実施。
- 「地域の取組み」は、各区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時各地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題を検証。
- 市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区計画の推進状況を、地域福祉専門分科会へ報告。
- 「市の取組み」は、地域福祉専門分科会が、市から年度ごとに実施状況の報告を受け、それに基づき成果と課題を検証。